

建築士法

令和5年1021 建築士

1001. 2,000㎡を超える建築設備の設計において建築設備士の意見を聴...たとき図書に明記する必要がある

法18条 (設計及び工事監理)

4項

2000㎡を超える建築設備において建築設備士の意見を聴く必要がある44はなすな..

法20条 (業務に必要なる表示行為)

5項

建築設備士の意見を聴...たときは、図書に明記する(2444はなすな..) → X

1002. 建築設備士の意見を聴...たとき、その旨を明記する(、工事監理終了後建築主に報告(2444はなすな..)

法20条

5項

その旨を明記する(2444はなすな.. ) → 0

3項

建築主に報告(2444はなすな..)

1003. 当該一般建築士の承諾が得られぬときは、自己の責任において図書の一部を変更することとなる

法19条 (設計の変更) → 0

1004. 必要なる知識及び技能の維持向上に努めるとともに、設計の内容に則して説明を行なう

法22条 (知識及び技能の維持向上)

法18条 (設計及び工事監理)

2項

) → 0

令和5年1022 建築士事務所の内設者

1001. 建築物に関する調査の業務を受託する場合、書面の交付を行なわなければならない

法24条の7 (重要事項の説明等)

設計受託契約又は工事監理受託契約の締結 → 書面交付 (説明)

法24条の8 (書面の交付)

設計受託契約又は工事監理受託契約の締結 → 書面交付

1002. 設計業務の実績を記載した報告書(電子計算機に備えられた形式)を作成し、提出(2444はなすな..)

法23条の6 (設計等の業務に関する報告書)

規則20条の3 (設計等の業務に関する報告書) 3項 → 0

1003. 登録抹消されたにもかかわらず報酬を得て設計業務を行なった場合、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

法23条の10 (無登録業務の禁止) 1項, 2項 → 0

法37条 (罰則) 1号

1004. 300㎡を超える設計受託契約の当事者、図書の種類、報酬額を書面に記載、当事者間で交付

法22条の3の3 (延べ面積300㎡を超える契約) 1項 → 0

法22条の3の3 4項 (小冊報通信技術等) (2444はなすな..)

令和5年1023. 建築士事務所に関する建築士

1001. 建築士事務所に関する建築士は、管理建築士による監督を受ける

法24条 (建築士事務所の管理) 3項 四号 → 0

1002. 一般建築士が独立して建築士事務所を開設した場合、届出事項の変更を届け出る必要がある

法23条 (登録) 1項, 法5条の2 (住所等の届出) 1項, 2項, 規則8条 (住所等の届出) 1項 三号 → 0

1003. 建築士事務所在所属した後に、受講期間を超えた日以降に所属 → 遅滞なく講習を受ける必要がある

法22条の2 (定期講習) 規則17条の36 (定期講習の受講期間)

規則17条の37 1項 五号 八 → 0

1004. 建築士が免許を取り消された場合、開設者の処分は「戒告」又は「1年以内の閉鎖命令」のいずれかである

法26条 (監督処分) 2項 五号

「戒告」「1年以内の閉鎖命令」「事務所登録の取消」 → X

建築士法

令和4年 No21 工事監理

No1. 工事監理を行なう場合は、工事が「図書のとおり実施されているかの確認」と、工事の指導監督を行なうための行為となる。

法2条(定義) 8頁、工事監理  
法21条(その他の業務) 工事の指導監督を行なうことができる) → X

No2. 工事監理を終了(了)ときは、直ちに建築主に結果報告を行なう行為となる。

法20条(業務に必要な表示行為) 3頁 → 0

No3. 一級建築士の指導を受けた場合でも、一級建築士でなければ設計(にはならぬ)建築物の工事監理を行なうことができない。二級建築士は行うことができる。

法3条(一級建築士でなければできない設計、工事監理) → 0

No4. 構造設計一級建築士の関与が義務付けられる建築物の工事監理は、構造設計一級建築士以外の一級建築士が行うことができる。

基準法6条3項 = 3  
法20条の2、2項、2項 基準法5条の6(建築物の設計及び工事監理) 4項 → 法3条1項に規定する建築士が工事監理 → 0

令和4年 No22 管理建築士

No1. 業務に必要な期間、相当する建築士の選定など予行的事項を総括する

法24条(建築士事務所管理) 3項 → 0

No2. 管理建築士を置かなくなった場合、登録は取り消され、開設者は1年以上懲役又は100万円以下の罰金

法24条1項 専任の建築士を置かなければならぬ  
法23条の4(登録の拒否) + 3  
法26条(監督処分) = 3 登録の取消(法37条 罰則 + 3) → 0

No3. 建築士事務所の業務に於ける設計に於いて免許取消(処分)を受ける場合、建築士事務所は(罰金)の処置となる。

法10条(懲戒) - 3  
法26条(監督処分) 2項回号 → 0

No4. 一級建築士事務所の管理建築士となるために、一級建築士として2年以上業務に従事することを求められている。

法24条(建築士事務所管理) 2項 建築士として2年以上従事 → X

令和4年 No23 義務付けられる行為と対象

No1. 建築士免許証の提示 → 委託者からの請求・重要事項を説明するときは

法19条の2(建築士免許証等の提示) 法24条の7(重要事項の説明等) 1頁、2頁 → 0

No2. 定期講習の受講 → 全29の一級建築士、全20の二級建築士、全20の不造建築士、全2の構造、設備一級建築士  
法22条の2(定期講習) 一、二、三号(事務所内に所属するものに限り) → X

No3. 設計図書その他の書面の記名 → 一級、二級、不造建築士が設計を行ったときは  
構造、設備一級建築士が法適合確認を行ったときは  
法20条1項、法20条の2、法20条の3) → 0

No4. 建築士事務所に関与のため → 事務所の実績を記載した書類  
備え置く書類  
法24条の6(書類の閲覧) 一、二、三、四号 → 0  
・ 所属する建築士の氏名・実績を記載した書類  
・ 損害賠償に必要な金額を担保するための措置内容  
・ 事務所の業務及び財務(=関係書類)